

シルバン介護センター・福祉用具 運営規程

(特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売)

(事業の目的)

第1条 有限会社シルバンが設置するシルバン介護センター・福祉用具（以下「事業所」という）が行う特定（介護予防）福祉用具販売事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員（以下「専門相談員」という）が要介護状態または要支援状態にある高齢者（以下「要支援者」という。）に対し、適正な特定（介護予防）福祉用具を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の専門相談員は、要支援者がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定（介護予防）福祉用具の販売をすることにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するものの負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの 綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 シルバン介護センター・福祉用具
- (2) 所在地 千葉県市川市宮久保3丁目15番15号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の状況に応じ、自らも指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たるものとする。
- (2) 専門相談員 2名以上（常勤換算）
専門相談員は、指定特定（介護予防）福祉用具販売の提供に当たる。
- (3) 事務職員 1名以上
事務職員は、請求業務・通信連絡事務等の業務に当たる。

(営業日・営業時間及びサービス提供日・時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日、8月13日から8月15日を除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(特定(介護予防)福祉用具販売の提供方法)

第6条 指定特定(介護予防)福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえるものとする。

2 福祉用具が適切に選定されるよう、専門的知識に基づき利用者の相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、費用等に関する情報を提供し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 福祉用具の納品に当たっては、販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行い、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、利用者に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。

(取り扱う種目)

第7条 特定(介護予防)福祉用具販売において、取り扱う種目は次のとおりとする。

(1) 腰掛便座

(2) 特殊尿器

(3) 入浴補助用具

(4) 簡易浴槽

(5) 移動用リフトのつり具

(6) スロープ

(7) 歩行器

(8) 歩行補助つえ

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定特定(介護予防)福祉用具販売を提供した場合の販売費用は別紙のとおりとする。

2 第9条に定める通常の事業の実施地域を越えて指定特定(介護予防)福祉用具販売を提供する場合に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、1回当たり500円で算定した往復交通費を徴収するものとする。

3 第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

4 費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、市川市の全域と松戸市一部地域とする。

(相談・苦情対応)

第10条 事業所は、提供した指定特定（介護予防）福祉用具販売に関する利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、これを掲示することにより利用者等に周知徹底を図る。

2 事業所は、前項の苦情等を受け付けた場合には、当該苦情等の内容を記録する。

3 事業所は、利用者又はその家族からの苦情等に関して市町村や都道府県、国民健康保険団体連合会（以下「市長村等」という）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、市町村等から求めがあった場合には、前3項の改善の内容を報告する。

(事故発生時の対応)

第11条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報保護)

第12条 事業所は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、従業員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。

3 事業所は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

(衛生管理と職員の健康管理、感染症予防及びまん延防止の対策)

第13条 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

2 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

3 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

4 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

5 事業所は介護従事者に対し、感染症に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、担当者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

（身体拘束の適正化）

- 第16条 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 2 身体拘束等の適正化のための対策委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（ハラスメント対策）

- 第17条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、利用者や従業員に対する職場において行われる暴力・暴言・性的な言動・優越的な関係（カスタマーハラスメントを含む）を背景としたハラスメントの防止の為、体制整備を行うとともに、必要な措置を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

- 第18条 事業所は、従業員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
- （1）採用時研修 採用後3カ月以内
 - （2）継続研修 年8回
- 2 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
 - 3 事業所は、利用者等に対する特定（介護予防）福祉用具販売の提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社シルバンと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 元年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。